

< 会 計 >

子会社に対する支配喪失の形態による残存投資の測定の差異

— リスクからの解放による分析と有価証券の分類への示唆 —

● 山 下 奨

1 はじめに

2013年9月、日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）から、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013c）等とともに、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013d；以下、連結会計基準）、改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013e；以下、事業分離会計基準）および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 2013f；以下、結合分離適用指針）等が公表された。これらは、米国財務会計審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）共同で行われた企業結合に関するコンバージェンスプロジェクトで取り上げられた論点等に対応する審議の成果物である。

それらの基準設定の過程において、2009年7月に企業会計基準委員会から「企業結合会計の見直しに関する論点整理」（企業会計基準委員会 2009）が公表された¹。その論点整理の範囲は、企業結合に関する会計基準等の見直しのステップ2に該当するものである²。そのなかで示された5つの論点の1つとして、子会社に対する支配の喪失が挙げられている³。

企業会計基準委員会（2009）では、子会社株式の一部売却・時価発行増資等（売却等）による子会社に対する支配の喪失の会計処理と、企業結合・事業分離（結合分離）による子会社に対する支配の喪失の会計処理を比較すると、残存投資の測定について差異があることが指摘されている（企業会計基準委員会 2009, 146項）。その差異を踏まえて、企業会計基準委員会（2009）では、売却等による支配喪失時の残存投資の測定について一定の方向性が示されている。改正の方向性が示されていたにもかかわらず、2013年連結会計基準改正においては変更されず、現在も支配喪失の形態による残存投資の測定に関する差異は残ったままである⁴。このような差異が存在

1 なお、「企業結合会計の見直しに関する論点整理」は、同じ題名で異なる内容のものが2007年12月にも公表されている（企業会計基準委員会 2007）。企業会計基準委員会（2007）では、FASB（2007a）（2007b）やIASB（2008a）（2008b）等に至る検討状況も踏まえながら、持分プーリング法の取扱い、負ののれんの会計処理、段階取得における会計処理等が論点として示されていた。

2 企業結合に関する会計基準等の見直しのステップ1は、持分プーリング法の廃止及び取得企業の決定方法、株式の交換の場合における取得原価の算定方法、段階取得における取得原価の会計処理、負ののれんの会計処理、企業結合により受け入れた研究開発の途中段階の成果の会計処理等の、いわゆるEU同等待性評価に係る項目を対象とするもので、2008年12月の企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2008a）等の公表をもって終了した。

3 他の論点として、少数株主持分の取扱い、取得原価の算定、取得原価の配分、のれんの会計処理が挙げられている。その一部は、公開草案（企業会計基準委員会 2013a 等）を経て改正基準に反映された。

4 支配喪失時の会計処理について、2013年1月に公表された企業会計基準公開草案第50号（企業会計基準第22号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」においても、変更の提案はなかった（企業会計基準委員会 2013b）。

する原因は何であろうか。また、そのような原因を取り除くためには、どのようなことが必要になりうるであろうか。

本稿の目的は、リスクからの解放概念に照らして、売却等による支配喪失と企業結合による支配喪失における異なる残存投資の測定の規定を分析したうえで、その原因を取り除くための示唆を検討することにある。

支配喪失時の残存投資の測定について、リスクからの解放概念に着目して検討した先行研究として、山下（2009a）（2015）がある⁵。山下（2009a）では、段階取得や支配喪失を含めた、有価証券の分類変化とリスクからの解放の関係が示されている。山下（2015）では、リスクからの解放概念や持分法の現行規定に照らせば、子会社株式の一部売却によって子会社から関連会社となる支配喪失において残存投資を再測定する必要はないことが示されている。こうした先行研究に対して、本稿の特徴は、支配喪失によって子会社から関連会社以外となる場合（図表1の太枠）に焦点を当てて、売却等による支配喪失と結合分離による支配喪失における残存投資の測定をリスクからの解放概念から分析し、その差異の理由を明らかにしていること、そのうえで現行制度における有価証券の分類の見直しへの示唆を示していることである。

図表1 子会社に対する支配の喪失の残存投資の測定

	連結財務諸表	個別財務諸表
子会社から 関連会社	売却等の場合：持分法評価額 企業結合の場合：持分法評価額	売却等の場合：帳簿価額 企業結合の場合：帳簿価額
子会社から その他	売却等の場合：帳簿価額 企業結合の場合：時価	売却等の場合：帳簿価額 企業結合の場合：時価
関連会社か らその他	売却等の場合：帳簿価額 企業結合の場合：時価	売却等の場合：帳簿価額 企業結合の場合：時価

（企業会計基準委員会2009，図表8を修正）

以下、第2節では、売却等による支配喪失と結合分離による支配喪失に関する規定を概観する。第3節では、リスクからの解放概念に照らして売却等による支配喪失と結合分離による支配喪失の残存投資の測定を分析し、異なる取扱いになっている理由を考察する。第4節では、その他有価証券を含めた有価証券の分類の見直しに関する示唆を検討する。第5節では、結論を述べる。

2 売却等による支配喪失と結合分離による支配喪失に関する規定

本節では、子会社株式の売却等による支配喪失と結合分離による支配喪失に関する現行基準の諸規定について、本稿の焦点である子会社から関連会社以外になる場合を中心に概観する。

2.1 売却等による支配喪失の規定

売却等による支配喪失の現行規定としては、2013年9月に改正された連結会計基準（企業会計基準委員会 2013d）および2014年2月に日本公認会計士協会から公表された改正会計制度委員

5 子会社に対する支配喪失の逆のケースで、関連会社等から子会社になるような段階取得についてリスクからの解放概念に着目して検討したものとしては、山下（2009）、小阪（2014）等がある。段階取得の会計処理については、山内（2010）等でも検討されている。

会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 2014a；資本連結実務指針）がある⁶。

連結会計基準（企業会計基準委員会 2013d）では、子会社株式の売却等により被投資会社が連結子会社及び関連会社のいずれにも該当しなくなった場合、連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資（残存投資）は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価するとされている（企業会計基準委員会 2013d, 29項）⁷。この規定は、支配の喪失時に残存投資の公正価値評価を行う国際財務報告基準（IFRS）第10号「連結財務諸表」（IASB 2011）の取扱い（IASB 2011, 25項）とは異なっている⁸。

さらに、資本連結実務指針では、この場合の子会社株式売却損益の修正額は、関連会社になった場合（日本公認会計士協会 2014a, 45項および45-2項）に準じて算定するとされている（日本公認会計士協会 2014a, 46項）。また、売却後の投資の修正額を取り崩すことが必要であり、当該取崩額を連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金の区分に、連結除外に伴う利益剰余金減少高（又は増加高）等その内容を示す適当な名称をもって計上するとされている（日本公認会計士協会 2014a, 46項）⁹。

このように、子会社株式の一部売却および時価発行増資等によって、子会社・関連会社に該当しなくなった場合、残存投資の帳簿価額での評価（企業会計基準委員会 2013d, 29項）、個別上の子会社株式の売却損益の修正、連結上の評価額と個別上の帳簿価額の差額の利益剰余金計上（日本公認会計士協会 2014a, 46項）が求められている¹⁰。

2.2 結合分離による支配喪失の規定

売却等による支配喪失の現行規定としては、2013年9月に改正された事業分離会計基準（企業会計基準委員会 2013e）および結合分離適用指針（企業会計基準委員会 2013f）がある¹¹。

事業分離会計基準では、分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離により分離先企業が

6 支配喪失における残存投資の測定の規定は、2008年公表の連結会計基準（企業会計基準委員会 2008b）等とおおむね変わらない。

7 なお、付随費用は、連結貸借対照表上の帳簿価額に含まれないが、個別貸借対照表上の帳簿価額には含まれる（日本公認会計士協会 2014a, 46-2項）。

8 IFRS 第10号は、2008年改訂 IAS 第27号の規定を引き継いだものである。その IFRS 第10号では、具体的に次のように定められている。親会社の子会社の支配を喪失した場合には、①(i) 支配喪失日現在の帳簿価額での、子会社の資産（のれんを含む）及び負債、および(ii) 支配喪失日現在の、旧子会社に対する非支配持分の帳簿価額（非支配持分に帰属するその他の包括利益の内訳項目を含む）に関する認識の中止、②(i) 支配の喪失を生じた取引、事象又は状況からの受取対価の公正価値、(ii) 支配の喪失を生じた取引、事象又は状況が、所有者の立場での所有者への子会社株式の分配を伴う場合には、その分配、および(iii) 旧子会社に対して保持している投資（支配喪失日現在の公正価値で）の認識、③他の IFRS に従って要求されている場合には、子会社に関してその他の包括利益に認識していた金額の、B99項で説明する基礎に基づいて、純損益への振り替え、又は利益剰余金への直接振り替え、④親会社に帰属する純損益における利得又は損失の認識（発生した差額があれば）を行わなければならないとされている（IASB 2011, B98項）。なお、基準等の説明においては、基準等に合わせて「又は」や「及び」等の一部用いることとする。

9 連結子会社から原価法適用会社となる場合については、連結上、開始仕訳の振戻し、被投資会社貸借対照表連結除外仕訳、売却前持分の評価及び非支配株主持分の振戻し、株式売却損益の修正、および被投資会社株式の帳簿価額への修正等が必要となる（たとえば、日本公認会計士協会（2014）の設例7参照）。

10 なお、被取得企業が関連会社になる場合、持分法による評価額に修正し、個別上の子会社株式の売却損益を修正することとされている（日本公認会計士協会 2014a, 45項）。

子会社や関連会社以外となる場合（共同支配企業の形成の場合を除く）、分離先企業の株式の取得原価は、移転した事業に係る時価又は当該分離先企業の株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づいて算定され、分離元企業の個別財務諸表上、原則として、移転損益が認識されると規定されている（企業会計基準委員会 2013e, 23項）¹²。このとき、分離元企業の財務諸表において、分離先企業の株式は其他有価証券に分類されることとなる（企業会計基準委員会 2013e, 104項）。このように事業分離により受け取る分離先企業の株式が其他有価証券に分類されることとなる場合に原則として移転損益を認識することは、もはや移転した事業に関する投資は継続していないものとみなすためであるとされている（企業会計基準委員会 2013e, 104項）¹³。

また、受取対価が結合企業の株式のみである子会社を被結合企業とする企業結合により、子会社株式である被結合企業の株式が結合企業の株式のみと引き換えられ、当該被結合企業の株主（親会社）の持分比率が減少する場合、当該被結合企業の株主（親会社）に係る会計処理は、事業分離における分離元企業の会計処理（17項—23項）に準じて行うとされている（企業会計基準委員会 2013e, 38項）。子会社を被結合企業とする企業結合により、結合後企業が子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合（子会社株式から其他有価証券）、被結合企業の株主は、事業分離における分離元企業の会計処理（企業会計基準委員会 2013e, 23項）に準じて、①個別財務諸表上、原則として交換損益を認識し、結合後企業の株式の取得原価は、その時価又は被結合企業の株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価に基づいて算定し、連結財務諸表上、これまで連結していた被結合企業の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額（結合後企業の株式の時価又は被結合企業の株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価）をもって評価するとされている（企業会計基準委員会 2013f, 276項）。

子会社を被結合企業とした企業結合の場合、事業分離における分離元企業と、100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主（親会社）とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、これらの会計処理は整合的であるとしたうえで、被結合企業の株式をすべて保有している場合（被結合企業が100%子会社の場合）と整合性を保つように、被結合企業の株式のすべては保有していないが子会社である場合（被結合企業が100%子会社以外の子会社場合）において、被結合企業の株主に係る会計処理を考慮することが適当と考えられるとされている（企業会計基準委員会 2013e, 122項）。

株主が同一の株式を売却し持分比率が減少した場合と、投資先の企業が他の企業又は事業を受け入れたことに伴い持分比率が減少した場合とは、必ずしも同じ状況ではないため、同じ会計処理を行う必要はないものとされ、子会社又は関連会社の企業結合により、被結合企業の株式が当該被結合企業を含む結合後企業の株式と引き換えられたことによって、子会社株式又は関連会社株式に該当しなくなった場合には、異種の資産と引き換えられたものとみなして、交換損益を認

11 2013年改正の事業分離会計基準や結合分離適用指針における支配喪失の規定は、企業会計基準委員会（2009）の議論の前提となっている2008年改正の事業分離会計基準（企業会計基準委員会 2008c）および結合分離適用指針（企業会計基準委員会 2008d）からおおむね変更されていない。

12 事業分離会計基準においては、分離した事業に関する投資の継続・清算の観察可能な具体的要件は「対価の種類」とされ（75項）、受取対価の種類によって会計処理が異なることがある。

13 一方、事業分離により受け取る分離先企業の株式が子会社株式や関連会社株式に分類される場合、支配又は重要な影響により、移転した事業を含む当該株式の保有を通じて、移転した事業に関する事業投資としての性格が継続しているとみるとされている（企業会計基準委員会 2013e, 104項）。

識するものとしたとされている（企業会計基準委員会 2013e, 129項）¹⁴。一方で、株主が同一の株式を売却したことに伴い、当該被投資会社の株式が引き換えられておらず残存しているとき、残存投資については、投資が継続していると考えたべきではないかとされている（企業会計基準委員会 2009, 注54）。

2.3 企業会計基準委員会（2009）で示された方向性

2009年7月公表の「企業結合会計の見直しに関する論点整理」（企業会計基準委員会 2009）では、子会社に対する支配の喪失は、論点の1つとして取り扱われている（企業会計基準委員会 2009, 132頁—147項）。企業会計基準委員会（2009）では、被投資会社に対する支配を喪失し関連会社にも該当しない場合、売却等による場合と企業結合による場合で異なる取扱いとなっていることが指摘されている（企業会計基準委員会 2009, 146項）。

そのうえで、子会社に対する支配の喪失の会計処理について、図表2のような方向性が示されている。子会社に対する支配の喪失の残存投資の測定については、被投資会社が子会社から関連会社以外になる場合には、連結財務諸表上は売却等の場合も時価とするかどうか、個別財務諸表上は第1案として売却等の場合も時価とするか、第2案として現状のままとするかが示されている（図表2の太枠内）。

このような方向性の理由について、次のように説明されている。

- ① 企業結合により、子会社にも関連会社にも該当しなくなる場合には、投資が清算されたもの

図表2 子会社に対する支配の喪失の残存投資の測定

	連結財務諸表		個別財務諸表	
	(現行の取扱い)	(今後の方向性)	(現行の取扱い)	(今後の方向性)
子会社から関連会社	売却等の場合： 持分法評価額 企業結合の場合： 持分法評価額	いずれの場合も時価とし、差額を損益とするかどうか。	売却等の場合： 帳簿価額 企業結合の場合： 帳簿価額	いずれの場合も、帳簿価額のままとするかどうか。
子会社からその他	売却等の場合： 帳簿価額 企業結合の場合： 時価	売却等の場合も時価とし、差額を損益とするかどうか。	売却等の場合： 帳簿価額 企業結合の場合： 時価	第1案：売却等の場合も時価とし、差額を損益とする。 第2案：現状のままとする。
関連会社からその他	売却等の場合： 帳簿価額 企業結合の場合： 時価	売却等の場合も時価とし、差額を損益とするかどうか。	売却等の場合： 帳簿価額 企業結合の場合： 時価	第1案：売却等の場合も時価とし、差額を損益とする。 第2案：現状のままとする。

（出所：企業会計基準委員会 2009, 図表8（太枠は筆者））

14 そこでは、現行の金融商品会計基準の適用においては、子会社株式又は関連会社株式の売却により持分比率が減少し、子会社株式又は関連会社株式に該当しなくなった場合（子会社株式又は関連会社株式からその他有価証券）には、帳簿価額をもって変更後の区分に振り替えることから、子会社又は関連会社である被結合企業の株式が当該被結合企業を含む結合後企業の株式と引き換えられたことによって、結合後企業が子会社や関連会社に該当しないこととなっても、交換損益は認識されないのではないかという意見を否定している（企業会計基準委員会 2013e, 129項）。

とみて、交換損益を認識するものとされており、その処理は、国際的な会計基準と整合しているものと考えられる。

- ② 一方、売却等により、子会社にも関連会社にも該当しなくなる場合には、今後、次のいずれかの方法とすることが考えられる。

- ア 企業結合によるときと同様に、被投資会社に対する投資がすべて清算されたものとみて、売却された株式のみならず、残存投資も時価で評価し、差額を損益とする方法
 イ これまでと同様に、残存投資については、引き続き投資は継続しているとみて帳簿価額のままとする(ただし、連結財務諸表上は、国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視し、残存投資を時価で評価し、差額を損益とする)方法

(企業会計基準委員会 2009, 146項)

3 リスクからの解放に照らした支配喪失時の残存投資の異なる測定の理由

本節では、リスクからの解放に照らして支配喪失時の残存投資の測定を分析し、売却等(連結会計基準等)と結合分離(事業分離会計基準等)で異なる理由を明らかにする。

3.1 リスクからの解放に照らした支配喪失時の残存投資の測定

企業結合会計基準や事業分離会計基準において用いられる投資の継続・清算という概念は、投資が実際に続いているのか終了したのかということではなく、会計上の利益計算において観念的に用いられている考え方で、実現概念とも表裏の関係があり、その実現概念の核心や本質について、投資から得られる成果がその主要なリスクから解放されたかどうかに着目する考え方が比較的有力であるとされている(企業会計基準委員会 2013e, 71項)。ここでいうリスクからの解放とは、投資の成果を捉えるときに用いられる概念であり、投資にあたって期待された成果が事実として確定するときにリスクから解放されるといわれる(企業会計基準委員会 2006, 第3章23項)¹⁵。

前述のように、支配喪失時の残存投資の測定について、リスクからの解放概念に着目して検討した先行研究として、山下(2009a)(2015)がある。山下(2009a)では、支配喪失を含めた、有価証券の分類変化とリスクからの解放の関係が示されている。山下(2015)では、リスクからの解放概念や持分法の現行規定に照らせば、子会社株式の一部売却によって子会社から関連会社となる支配喪失において残存投資を再測定する必要はないことが示されている。こうした先行研究に対して、本稿は、支配喪失によって子会社から関連会社以外となる場合に焦点を当てる¹⁶。

山下(2009a)(2015)で示されているとおり、支配獲得後、支配喪失によって連結子会社ではなくなる場合、変化前後の投資の性質とリスクからの解放の有無は、図表3のとおりである。子会社に対する支配喪失によって事業投資から金融投資となる場合(図表3のQとR)には、リスクから解放されているといえる。このようにリスクから解放されている場合、支配喪失時に、残存投資の時価評価を行い、評価差額を損益とする。本稿の焦点であるその他有価証券について、図表3のRのように、連結子会社からその他有価証券(金融投資)となる場合には、残存投資

15 リスクからの解放と投資の性質の関係、および投資の性質の2分類については、秋葉(2002)、大日方(1994)、斎藤(2013)、辻山(2007)等を参照。

16 リスクからの解放と結合分離における移転損益や交換損益との関係については、本稿では検討しない。売却等における売却損益の扱いに照らせば、移転損益や交換損益を認識する場合でも、常に残存投資の再測定が必要であるとは限らないと考えられるからである。

図表3 子会社に対する支配喪失とリスクからの解放

	変化前の投資の性質		変化後の投資の性質		リスクからの解放
Q	連結子会社	事	売買目的有価証券	金	解放の可能性あり
R	連結子会社	事	その他有価証券（金融投資）	金	解放の可能性あり
S	連結子会社	事	その他有価証券（事業投資）	事	解放されていない
T	連結子会社	事	持分法投資	事	解放されていない

山下（2009，196）より抜粋

の再測定が必要である。

一方で、子会社に対する支配喪失によっても投資の性質が変わらない場合（図表3のSとT）、リスクから解放されていないといえる。本稿の焦点である子会社から関連会社以外になる場合において、その他有価証券については、図表3のRのように、連結子会社からその他有価証券（事業投資）となる場合には、残存投資の再測定は不要である¹⁷。

このように、その他有価証券は、連結会計基準では事業投資として、事業分離会計基準では金融投資として取り扱われている。つまり、残存投資の再測定の規定は、その他有価証券の投資の性質の捉え方の違いによって異なっているといえる。この違いの原因はどのようなものであろうか。

3.2 売却等と結合分離の異なる取扱いの理由—その他有価証券の投資の性質の捉え方—

現行制度では、投資の性質が混在するその他有価証券を、投資の性質に応じて金融投資のものと金融投資のものに分けることは求められておらず、その他有価証券は、いずれかの投資の性質をもつものとして扱わざるを得ない。このことから、その他有価証券についてどちらの投資の性質をもつものなのか、現行制度上の取扱いが揺らいでいるといえる。

その他有価証券の一部は、政策投資株式を表すとして事業投資の性格をもつものと説明されることも多い（米山 2008，148；斎藤 2013，176等）。しかし、日本の現行制度においては、売買目的有価証券、その他有価証券、関連会社株式、および子会社株式という株式の4分類のうち、売買目的有価証券とその他有価証券は必ずしも本来の趣旨に沿って分類されていない¹⁸。

現行制度上、2008年に公表された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2008a；金融商品会計基準）において、売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券と定義され（企業会計基準委員会 2008a，15項）、売却することについて事業遂行上等の制約がないものとされている（企業会計基準委員会 2008a，70項）。後者については、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 2014b；金融商品実務指針）において具体的な要件が示されており、独立の専門部署によってトレーディングが行われているという外形的な状況を備えている場合、または独立部署を有していても、有価証券を短期的に頻繁に売買し、売却益を目的とする大量の取引を行っていると思われる客観的な状況を備えている場合があげられている（日本公認会計士協会

17 図表3のTにおける持分法投資には、持分法適用関連会社だけではなく、持分法適用非連結子会社が含まれる。

18 山下（2009b）では、債券について、同様の議論をしている。なお、金融危機後の債券の保有目的区分の変更に関する日本企業の実態調査については首藤・岩崎（2012）を参照。

2014b, 268項)。

このようにトレーディングを行っている独立部門があるなどといった売買目的への分類の制限を設けるのは、投資の性質を捉えようとする本来の趣旨とは相容れないものとも考えられる。そのような状況が備わっていないくとも、時価の変動により利益を得ることを目的とするからである。現行制度上、売買目的有価証券への分類の過度な制限が行われているといってもよい。したがって、日本の現行制度に従って開示されているその他有価証券には、本来は売買目的有価証券に該当するものがありうるのである¹⁹。その他有価証券には政策投資として明らかに事業投資となるものを含めて金融投資以外のものだけが残るはずであるが、このような実務指針の規定によって、その他有価証券に金融投資のものが混在することになっている。

このように、現行基準では、その他有価証券が2つに分けられていないことから、事業投資と金融投資のいずれかとして扱わざるをえない。その他有価証券について、売却等では、図表3のSのように事業投資として扱われていると考えられるのに対し、結合分離では、図表3のRのように金融投資として扱われていると考えられる。すなわち、連結会計基準では、図表4のように、その他有価証券が事業投資と捉えられていると考えられる。一方、図表5のように、事業分離会計基準では、その他有価証券が金融投資と捉えられていると考えられる。

言い換えれば、事業分離会計基準では、子会社または関連会社以外になる場合、対価の種類によらず、投資の清算とみなされており、事業投資の性質をもつその他有価証券がいわば無視されているといえる。さらにいえば、事業分離会計基準においてこのような規定になっているのは、その他有価証券のなかに金融投資の性質をもつものと事業投資の性質をもつものが混在していることを踏まえながら、その実質をより表すものとして、金融投資の性質のほうがより重視されたからではないかとも考えられるのである。

図表4 売却等による支配喪失（連結会計基準）とリスクからの解放

	変化前の投資の性質		変化後の投資の性質		リスクからの解放
Q	連結子会社	事	売買目的有価証券	金	解放の可能性あり
S	連結子会社	事	その他有価証券（事業投資）	事	解放されていない
T	連結子会社	事	持分法投資	事	解放されていない

図表5 結合分離による支配喪失（事業分離会計基準）とリスクからの解放

	変化前の投資の性質		変化後の投資の性質		リスクからの解放
Q	連結子会社	事	売買目的有価証券	金	解放の可能性あり
R	連結子会社	事	その他有価証券（金融投資）	金	解放の可能性あり
T	連結子会社	事	持分法投資	事	解放されていない

4 有価証券の分類の見直しに関する示唆

前節で指摘したように、その他有価証券の投資の性質の捉え方によって、関連する会計処理が

19 醍醐（2009）では、銀行64行の2004年3月期から2008年3月期までのデータが調査され、その他有価証券の実態が必ずしも長期の保有とは限らないことが示されている。

異なっている。その他有価証券の投資の性質は、基準設定上はいずれかに決めねばならない局面があるものの、現行制度におけるその他有価証券の制約条件を考えると、明確な答えを見出すのが困難な問題の1つであろう。そこで、本節では、その制約条件の解消を含めて、有価証券の分類の見直しに関する示唆を挙げることにする²⁰。

4.1 金融投資を表す有価証券の分類の純化

現行制度に対する投資の性質に沿った分類の見直しの示唆としては、その他有価証券における金融投資と事業投資の混在が起きないようにするために、金融投資を表す有価証券の分類の純化を挙げることができる。金融投資に該当するような有価証券を切り分ける必要性については、さまざまな文献で示されているとおりでである（大日方 2013, 92; 斎藤 2013, 158等）。たとえば、大日方（2013）では、金融投資に該当する条件として、売買目的での保有目的と市場の流動性の高さが挙げられている。

このように必要とされている金融投資を表す有価証券の分類の純化を達成する方法としては、次のように、①売買目的有価証券の規定の変更、②その他有価証券の規定の変更が考えられる。いずれの方法にせよ、金融投資の純化を達成できるような、金融商品会計基準および金融商品実務指針における有価証券の分類の見直しが期待される。そうした見直しが行われた際には、それにあわせて連結や分離結合における関連規定も改訂が必要になろう。

（1）金融投資をすべて売買目的有価証券に分類できるようにする案

売買目的有価証券は、金融投資の性質をもつ株式等が含まれるように設定されたはずであったが、上述のとおり、必ずしもそうはなっていない。当初の目的を達成するために、売買目的有価証券は純粋な金融投資を表すもの、その他有価証券は純粋な事業投資を表すものとなるようにするために、金融商品実務指針の規定を変更し、一般事業会社においても金融投資の性質をもつ株式等を売買目的有価証券に分類できるようにすることが考えられる。このとき、売買目的有価証券と切り分けられたその他有価証券には、曖昧なものがありうるため、事業投資と言い切れない部分が残る可能性があるものの、金融投資を表す有価証券の分類の純化が目的であるならば、さしあたりその目的は達成されるように思われる。

そうすると、連結会計基準も、事業分離会計基準も、リスクからの解放概念と整合的に、残存投資は、金融投資を表す売買目的有価証券の場合には時価での評価、事業投資を表すその他有価証券の場合は帳簿価額での評価をそれぞれ行うことにすれば、基準間の差異を解消することが可能であろう。

（2）その他有価証券を投資の性質によって2つに分ける案

最近の企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 2015）等における日本公認会計士協会から企業会計基準委員会への指針の移管の事例を見ると、さしあたり移管の可能性を含めた具体的な制約は見当たらないものの、何らかの制約によって金融商品実務指針の規定を変更することができないのであれば、その他有価証券を2つの投資の性質によってさらに2分類することも考えられる。具体的には、金融投資のその他有価証券と金融投資以外のその他の有価証券といった分類を新設することが考えられよう。その

20 その他有価証券の実証研究による会計制度への示唆は、薄井（2015）等を参照。

結果、連結会計基準でも、事業分離会計基準でも、リスクからの解放概念と整合的に、残存投資は、金融投資を表す売買目的有価証券または金融投資のその他有価証券の場合には時価での評価、金融投資以外のその他有価証券の場合は帳簿価額での評価をそれぞれ行うことにすれば、基準間の差異を解消することが可能であろう。

しかし、このように細分化することで複雑性を増大させることには、作成者や利用者の混乱やコスト負担等の弊害もあろう。細分化の困難性について、たとえば、金融商品会計基準では、多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であることが指摘されており（企業会計基準委員会 2008a, 75項）、2014年7月に公表されたIFRS第9号「金融商品」（IASB 2014）の結論の根拠でも、政策投資のみを切り分ける困難性が指摘されている（IASB 2014, BC5.25項(c)）。このようなことからすると、わざわざその他有価証券に関する複雑な規定を定めるよりも、(1) で挙げたように金融商品実務指針における売買目的有価証券の規定の変更が率直な改善の方法であろう。

4.2 有価証券の分類の簡素化

上述のような投資の性質による分類が困難である場合、有価証券の分類そのものを簡素化することも考えられる。具体的には、性質の曖昧なその他有価証券を廃止し、子会社株式、関連会社株式、満期保有目的債券以外の有価証券を、すべて売買目的有価証券に一本化することも考えられる。たとえば、売買目的有価証券とその他有価証券の差異が明確ではないために、その他有価証券を廃止することを提案している先行研究もある（醍醐 2009, 43）²¹。このように、株式についてその他有価証券を廃止し売買目的有価証券に一本化することは、事業投資の性質をもつその他有価証券もあること等を考慮するとドラスティックな提案ではあるものの、その他有価証券の投資の捉え方から生じる基準間の不整合を解決しうる選択肢となる可能性があるだろう。

第3節でみたように、事業分離会計基準においては、その他有価証券は金融投資の性質をもつもののように扱われている。その他有価証券の事業投資の性質が無視されている点で、暗黙裡に、当時の国際的な会計基準設定主体における新たな金融商品会計基準開発の状況を意識して、将来的にその他有価証券を廃止する方向性が少なからず想定されていたのかもしれない。今後、その他有価証券を金融投資とする事業分離会計基準における取扱いを優先するとすれば、その他有価証券を同じ金融投資の売買目的有価証券とわざわざ別に分ける必要はなく、その他有価証券の区分を廃止することになる可能性もないわけではないであろう。

国際的な会計基準においても、金融商品会計の複雑性の低減のために資本性金融商品（equity instrument）を継続的に公正価値測定することが求められた。たとえば、2009年11月公表のIFRS第9号「金融商品」（IASB 2009）では、金融資産は、事後に償却原価で測定する金融資産と事後に公正価値で測定する金融資産に2分類することが求められていた（IASB 2009, 4.1.1項）²²。その後、2014年7月に公表された完全版IFRS第9号（IASB 2014）では、金融資産の分類は、事後に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の3分類とされることになった（IASB

21 醍醐（2009）の主題は、有価証券の分類変更である。

22 2分類にせよ3分類にせよ、特定の条件で、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる選択肢（いわゆる公正価値オプション）が認められている（IASB 2014, 4.1.5項）。

2014, 4.1.1項)²³。特定の条件を満たす場合ではあるものの、従来の売却可能金融資産、すなわちいわばその他有価証券のような分類が再登場しているように見えるが、特定の条件を満たす場合のみであり、特定の単純な負債性金融商品についてのみ当てはまるとされている (IASB 2014, IN 8 項)²⁴。

しかし、当初認識時に、資本性金融商品に対する投資のうち、売買目的保有でも IFRS 第 3 号が適用される企業結合における取得企業の条件付対価でもない投資の公正価値の事後の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができるとされている (IASB 2014, 5.7.5 項)。ただし、その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならず、利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできるとされている (IASB 2014, B5.7.1 項)。リサイクリングは禁止されているものの、実際、資本性金融商品は 2 分類になっているともいえる。

米国では、2016年1月に FASB から公表された会計基準更新書 (ASU) 2016-01号「金融商品 (全般) (Subtopic 825-10) : 金融資産及び金融負債の認識及び測定」(FASB 2016) によって、FASB による会計基準のコード化体系 (ASC) が一部改訂され、原則、持分証券 (equity securities) を財政状態計算書において公正価値で事後測定し、持分証券の未実現損益は稼得利益 (earnings) に含めることが求められることとなった (FASB 2016, 22 項; ASC321-10-35-1 項)²⁵。ただし、例外的に、容易に算定できる公正価値を有さない持分投資を、取得原価から減損 (損失累計額) を控除し、もしあれば同一の投資または同一発行体の同様の投資に関する秩序ある取引の観察可能な価格変動による変動を加減して、測定することを選択できるとされている (FASB 2016, 22 項; ASC321-10-35-2 項)。

簡素化をすれば、必ずしもすべてがうまくいくわけではない。すべて金融投資のように扱うことで、流動性の低い株式の公正価値測定や減損の懸念のほか、事業投資による利益との二重計上等、新たな弊害が生じることになる。実際、IFRS においても米国基準においても、いくらかの対処を行い、原則だけではなく、例外を設けることになっている。

5 おわりに

「企業結合会計の見直しに関する論点整理」(企業会計基準委員会 2009) では、子会社株式の一部売却・時価発行増資等(売却等)による子会社に対する支配の喪失の会計処理と、企業結合・事業分離(結合分離)による子会社に対する支配の喪失の会計処理を比較すると、残存投資の測定について差異があることが指摘されていた(企業会計基準委員会 2009, 146 項)。本稿では、そのような指摘があったにもかかわらず2013年改正において変更されていない売却等による支配

23 IFRS の金融商品プロジェクトについては、田中 (2014) や秋葉 (2015) 等を参照。

24 特定の条件とは、次の 2 つをともに満たす場合である。

- (a) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。(IASB 2014, 4.1.2A 項)

なお、この第 3 の測定区分の導入は、多くの保険会社を含む利害関係者からのフィードバックに対応したものとされている (IASB 2014, IN 8 項)。

25 なお、FASB (2016) のサマリーでは、持分証券ではなく持分投資、稼得利益ではなく純利益、未実現損益ではなく公正価値の変動という表現が用いられている。

喪失（連結会計基準）と結合分離による支配喪失（事業分離会計基準）における残存投資の測定の差異について、支配喪失によって子会社から関連会社以外となる場合（図表1の太枠）に焦点を当てて、リスクからの解放概念から分析した。

リスクからの解放概念に照らせば、投資の性質が変わるときには残存投資の再測定が必要とされるが、投資の性質が変わらないときには既存投資の再測定は必要とされない。本稿の焦点である支配喪失によって子会社から関連会社以外となる場合に適用すれば、連結子会社投資からその他有価証券（金融投資）となる場合には、残存投資の再測定が必要であり、連結子会社投資からその他有価証券（事業投資）となる場合には、残存投資の再測定が不要であることになる。そうすると、残存投資の再測定が求められていない連結会計基準では、その他有価証券は事業投資として取り扱われており、残存投資の再測定が求められている事業分離会計基準では、その他有価証券は金融投資として取り扱われていると考えられる。つまり、このような売却等による支配喪失と結合分離による支配喪失における残存投資の測定の差異は、それぞれの関連する基準におけるその他有価証券の投資の性質の捉え方の違いによるものであるといえる。

このように基準間でその他有価証券の投資の捉え方が異なる理由としては、金融商品実務指針による売買目的有価証券への分類に対する過度な制限があることにより、その他有価証券が、一般事業会社にとって本来の金融投資を含むより雑多なものになっており、取扱いが困難であることが挙げられる。そこで、本稿では、現行制度の改善の示唆として、金融投資を表す有価証券の分類の純化を取り上げ、その達成の仕方として、金融商品実務指針における売買目的有価証券の規定の変更等が考えられることを示した。一方で、そういった現行制度の改善が難しい場合、株式についてその他有価証券を廃止し売買目的有価証券に一本化することも考えられる。国際的な会計基準においても、株式（持分証券）の分類等についてさまざまな改訂が行われてきたところであり、日本基準においても改訂の検討の機会がきているように思われる。

今後の課題は、残存投資の再測定を行う場合の再測定差額の性質²⁶、リスクからの解放と損益認識と残存投資の測定の関係、支配獲得後に非支配株主との取引があった後に一部売却等により支配を喪失する場合の会計処理²⁷、連結基礎概念と支配喪失との関係²⁸などである。

参考文献

- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007a. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141 (Revised 2007). *Business Combinations*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007b. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements — an Amendment of ARB No.51*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2016. Accounting Standards Updates (ASU) No.2016-01. *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10) : Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*. Norwalk, CT: FASB.

26 その差額の性質として、純利益の他、OCI (IASB 2008b, DO13項) 等が考えられる。OCIを含めて、純利益と包括利益の関係については、川村 (2011)、田中 (2012)、辻山 (2007) 等を参照。

27 支配獲得後の追加取得や支配継続する一部売却があるようなケースである。たとえば、上田 (2014)、梅原 (2010)、川村 (2015) 等を参照。

28 連結基礎概念と会計処理の関係は、たとえば、川本 (2002)、黒川 (1998)、桜井 (2008)、高須 (1998)、山地 (2014) 等を参照。

- International Accounting Standards Board (IASB). 2008 a. International Financial Reporting Standard (IFRS) 3 (Revised 2008). *Business Combinations*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008 b. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2009. International Financial Reporting Standard (IFRS) 9. *Financial Instruments*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2011. International Financial Reporting Standard (IFRS) 10. *Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IFRSF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2014. International Financial Reporting Standard (IFRS) 9 (Revised 2014). *Financial Instruments*. London, U.K.: IFRSF.
- 秋葉賢一. 2002. 「事業用資産の評価 ディスカッション・Ⅷb」 斎藤静樹編著『会計基準と基礎概念』中央経済社. 345-349.
- 秋葉賢一. 2015. 「金融商品プロジェクト—金融資産の測定とヘッジ会計を中心に」 辻山栄子編著『IFRSの会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社. 217-249.
- 上田晋一. 2014. 「子会社株式の一部売却の会計処理における論点—「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして—」『成城大学経済研究』第204号. 77-95.
- 薄井彰. 2015. 「公正価値会計と株式持ち合い」 薄井彰『会計制度の経済分析』中央経済社. 591-611.
- 梅原秀継. 2010. 「子会社株式の売却をめぐる論点—IFRSの動向とその課題—」『会計・監査ジャーナル』第659号. 85-92.
- 大日方隆. 1994. 「理論的検討」 斎藤静樹編著『企業会計における資産評価基準』第一法規. 101-255.
- 大日方隆. 2012. 「金融危機と金融商品会計基準」 大日方隆編『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社. 317-359.
- 大日方隆. 2013. 『アドバンスト財務会計<第2版>』中央経済社.
- 川村義則. 2011. 「純利益と包括利益」 斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 197-241.
- 川村義則. 2015. 「連結財務諸表の諸概念と改正基準」『ディスクロージャーニュース』第27号. 50-58.
- 川本淳. 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 企業会計基準委員会. 2006. 『討議資料「財務会計の概念フレームワーク」』.
- 企業会計基準委員会. 2007. 「企業結合会計の見直しに関する論点整理」.
- 企業会計基準委員会. 2008a. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008b. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008c. 改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2008d. 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」.
- 企業会計基準委員会. 2009. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」.
- 企業会計基準委員会. 2013a. 企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会. 2013b. 企業会計基準公開草案第50号（企業会計基準第22号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会. 2013c. 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2013d. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.

- 企業会計基準委員会, 2013e, 改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会, 2013f, 改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」.
- 企業会計基準委員会, 2015, 企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」.
- 黒川行治, 1998, 『連結会計』新世社.
- 小阪敬志, 2014, 「段階取得に係る損益の経済的影響」『政経研究』第51巻第2号, 113-142.
- 斎藤静樹, 2013, 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 桜井久勝, 2008, 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』第60巻第1号, 65-72.
- 首藤昭信・岩崎拓也, 2012, 「債券の保有目的区分の変更に関する実態分析」大日方隆編『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社, 377-392.
- 醍醐聰, 2009, 「金融商品の保有目的別会計の抜本的改編」『企業会計』第61巻第7号, 38-47.
- 高須教夫, 1998, 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所, 1-70.
- 田中建二, 2012, 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』第683号, 65-70.
- 田中建二, 2014, 「金融商品」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 329-359.
- 辻山栄子, 2007, 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計のフレームワーク」第2版』中央経済社, 135-153.
- 日本公認会計士協会, 2014a, 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 日本公認会計士協会, 2014b, 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」.
- 山内暁, 2010, 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山下奨, 2009a, 「持分の段階取得と収益認識」『商学研究科紀要』第68号, 187-205.
- 山下奨, 2009b, 「債券の保有目的の変更に関する会計処理とリスクからの解放概念との整合性」『商学研究科紀要』第69号, 309-323.
- 山下奨, 2015, 「子会社株式の持分減少による支配喪失の会計処理」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第20号, 111-130.
- 山地範明, 2014, 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 119-151.
- 米山正樹, 2008, 『会計基準の整合性分析—実証研究との接点を求めて』中央経済社.